## 指定管理者制度導入施設の管理運営検証結果【検証シート】

|       |                       |        | 管理No.              |
|-------|-----------------------|--------|--------------------|
| 施設の名称 | 酒田北港緑地                | 指定管理者  | クリーンサービス株式会社       |
| 所在地   | 酒田市高砂地内               | 県担当課   | 県土整備部空港港湾課         |
| 指定期間  | 令和5年4月1日 ~ 令和10年3月31日 |        |                    |
| 検証期間  | 令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日  | (電話番号) | (023 - 630 - 2628) |

|   | 検証項目   |                                    | 指定管理者による自己検証  | 県(施設所管課)による評価・検証 |  |  |  |
|---|--|------------------------------------|---|------------------|--|--|--|
| 1 | 1 仕様書等に沿った管理・運営業務の履行状況   |                                    |   |                  |  |  |  |
|   | 1  | 管理·運営業務<br>の履行状況                   | ・包括協定書、管理業務仕様書に基づき業務を実施<br>・施設の利用状況に応じて増回対応の実施<br>・巡回による利用者への施設の利用の注意喚起、指導<br>の実施   | 評 価<br>A         | ≪評価の理由≫<br>協定書や仕様書に基づき、施設設備の管理、<br>保守点検及び使用管理について適正に実施されている。また、関係機関との連絡・調整に<br>も積極的かつ丁寧に取り組んでいる。 |  |  |
|   | 2  | 管理・運営上の<br>課題、問題点<br>(改善すべきこ<br>と) | ・浄化槽設備の不具合(浄化槽内の破損、ばっ気設備の不良) ・自由広場、炊事場での火気の取り扱い(草地での火気使用、薪・炭の使用後の消火等) ・炊事洗い場取り扱い(排水管の詰り等) ・管理棟、自由広場、駐車場、築山へのゴミの投棄・処分(持込飲食物・殻等の投棄) ・トイレ照明器具の不具合(器具交換) ・自由広場の雑草(除草回数) | ・設備の経年劣化によるもの。   |  |  |  |
|   |  |                                    | 施設機能改善に向け、不具合箇所は計画的に修繕を実<br>用申込時の説明や張り紙等により周知していく。  | 施する。また、旅         | を設利用者の遵守・注意事項については、利   |  |  |
| 2 | 利  | 用者からの要望等                           | 等への対応   |                  |  |  |  |
|   | 1  | 意見·要望等及<br>びその対応状況                 | ・トイレの衛生管理に多数の利用者より満足、感謝の御言葉を頂きました。(清掃、ペーパー補充等)<br>※市外から釣り人含む。   | 評 価<br>B         | ≪評価の理由≫ 意見、要望を丁寧に分析し、可能なものから随時対応がなされている。指定管理者として適切な管理がなされている。                                    |  |  |
|   |  | 意見·要望等へ<br>の今後の対応                  | 寄せられた意見や要望からニーズを把握のうえ可能な<br>は、県と指定管理者とでその都度協議しながら、今後  |                  |  |  |  |
| 3 | 指  | 定管理者制度活                            |   |                  |  |  |  |
|   | 1  | サービスの<br>向上                        | ・施設利用に応じた清掃の増回、ペーパー補充の実施<br>(環境・衛生の確保)  | 評価               | ≪評価の理由≫  |  |  |
|   |  |                                    | ・トイレバイオ消臭の実施(環境・衛生の確保)<br>・防犯カメラの設置(施設の防犯)<br>・車輌による巡回警備の実施(施設利用者への安全・防犯)<br>・自動販売機の設置(周辺施設利用者への利便性・熱中症対策)  | A                | 利用者のニーズに応え、指定管理者のノウハウを活かした各種取組みがなされている。  |  |  |
|   | 2  | 経費の節減                              | ・施設(照明・換気扇・外灯)タイマーの調整(設定)、<br>自動販売機の稼働調整(電気料の節減)<br>※日没時間、施設利用時期(季節)での見直し<br>・巡回確認による止水(水道料の節減)   | 評 価<br>A         | ≪評価の理由≫<br>施設管理全般について、経費削減に努めて<br>いると評価できる。  |  |  |
|   | 3  | その他(地域の                            | ・市外からの釣り人の施設利用の増加。(地域の活性  | <br>評価           | ≪評価の理由≫  |  |  |
|   |  | 活性化、雇用の<br>確保等)                    | ・小さな親切の会等、清掃活動への参加(地域貢献)<br>・市内業者への業務委託の発注。(雇用の確保)  | В                | 状況に適した対応を実施し地域の活性化に<br>努めている。  |  |  |
|   | 施設の経年劣化等の問題を抱えながらも、経費削減に努め、利用者ニーズに応えつつ、防犯カメラや車両巡回実施 による防犯対策にも取り組むなど、指定管理者が持つノウハウを活かした管理運営に尽力している。 総合的な評価 |                                    |   |                  |  |  |  |

## 【評価指標】

- A : 仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。
- B:概ね適正に実施されている。
- C:部分的に改善等を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込みである。
- D: 仕様書等に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。
- 注)検証項目については、施設の特性等に応じて適宜追加することができるものであること。